

# 群馬県重粒子線治療資金利子補給制度のご案内

県では、群馬大学の重粒子線治療について、県民の皆さまが治療を受けるため、本人又は家族等が治療費を金融機関から借りた場合、その利子の一部を補給しています。

## 1 利子補給の内容

群馬大学の重粒子線治療を受ける際に治療費を金融機関から借り入れた場合であって、次の(1)、(2)の条件を満たす場合が利子補給の対象となります。

- (1) 群馬大学において重粒子線治療を受ける患者が、治療を受けることの同意書を提出した日において、原則として、引き続き1年以上県内に住所を有していること
- (2) 重粒子線治療を受ける患者、患者の親族又は患者と同一の世帯に属する者が金融機関から治療費を借り入れた場合\*

※詳細は県ホームページをご覧ください。なお、金融機関からの借入れには、別途、金融機関の審査が行われます。

## 2 利子補給の割合等

借入利率6%、対象融資額314万円、返済期間7年間を限度として、

- (1) 患者が非課税世帯\*に属する場合、借入利率の10/10を補給します。
- (2) 患者が課税世帯に属する場合、借入利率の5/10を補給します。

※非課税世帯：市町村民税の所得割を課されていない世帯

### 【参考】利子補給額の試算例

【借入条件】借入利率年3.35%、借入額314万円、返済期間7年、元利均等毎月返済（増額返済なし）、非課税世帯の場合

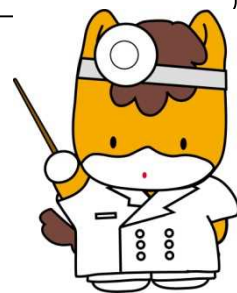
7年間の利子補給額の合計は、**約38万6千円**

となります。（あくまで試算例ですので、実際の利子額は、借入の際、金融機関にご確認ください。）

## 3 申請に必要な書類

- (1) 利子補給承認申請書
- (2) 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- (3) 金融機関で発行する返済予定表の写し
- (4) 患者本人の住民票
- (5) 重粒子線治療を受けることの同意書の写し
- (6) 世帯全員の住民票又は同一世帯に属する者若しくは親族とみなされることを証する書類（患者以外の者が申請者となる時のみ）
- (7) 治療を受ける者が属する世帯に市町村民税の所得割が課されていないことを証する市町村長の証明書（治療を受ける者が非課税世帯に属する場合のみ）

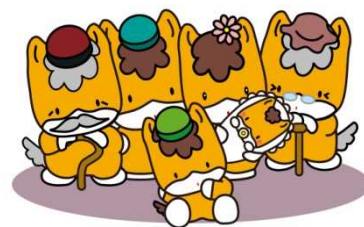
※詳細は要綱をご参照ください。



## 4 手続きの流れ

- (1) 申請者が利子補給の承認申請書類を県に提出
- (2) 県が審査し、承認・不承認を決定。申請者に通知
- (3) 申請者が交付申請兼実績報告書を県に提出（年1回。前年分を翌年2月までに提出）
- (4) 県が交付額を決定、申請者の指定する口座に入金

※下線部は利用者が行う手続き



### ◆資料配付・受付・相談窓口

群馬県健康福祉部医務課医療計画係（県庁14階南側）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL：027-226-2535（直通）

※要綱、様式については県ホームページからもダウンロードできます。

群馬県ホームページ：<http://www.pref.gunma.jp/02/d1010118.html>を参照ください。

又は、群馬県ホームページで「重粒子線治療」で検索してください。

重粒子線治療

検索